

介護職員初任者研修 研修実施要綱(学則)

1 開講目的

介護に従事しようとする者を対象とした基礎的な養成研修として、介護に携わるものが業務を遂行する上で求められる専門的な基本姿勢、基本的な知識や技術を習得するための研修とすることを目的とする。

2 研修事業者

事業者名 NPO法人 コミュニティサポートいずも

主たる事業所の所在地 島根県出雲市今市町北本町5-5-37

電話番号 0853-31-4165

3 研修の名称

介護職員初任者研修(通信)

4 受講資格

福祉に関心を持ち、介護業務について学ぶ意欲があり、全日程を受講できる方で、義務教育を修了した方(高校生も受講可能)

5 受講定員

受講定員は10名

6 募集期間及び研修期間

研修期間は、受講時間 130時間履修(通信学習39時間を含む)およそ15日間

募集及び開講時期は随時決定し、ホームページ上に掲載します

7 実施場所

【 講義 演習 】

・CSいずも訪問介護事業所 碧 島根県出雲市高岡町512-1

・CSいずも大社事業所 島根県出雲市大社町入南80-1

【 実習 】

・穂なみデイサービスセンター 島根県出雲市里方町116

・穂なみデイサービスみなみ 島根県出雲市里方町116

・穂なみデイサービスひかわ 島根県出雲市上直江243-3

8 カリキュラム

「島根県介護員養成研修事業者指定等に関する要綱」に規定する介護員養成研修のカリキュラムに基づき行う。

9 テキスト

テキストは、(株)QOLサービス発行の介護職員初任者研修テキストを使用します。また必要な補助教材を使用します。テキストは一括購入しますので、個人での購入は不要です。

10 講師

別紙 講師一覧のとおり

11 添削指導及び面接指導の指導方法

【 学習方法 】

・DVD学習と添削課題を自宅学習にて行う。

オリエンテーション時に、添削課題(レポート問題)を教室にて配布

第3回講義終了後、教室にてNO.1～3提出 第4回講義終了後、教室にてNO.4提出

第5回講義終了後、教室にてNO.5提出 第16回講義終了後、教室にてNO.6提出

・自宅学習中に生じた疑問は、郵便、FAXで質問し添削担当講師が指導します。

【 評価の方法 】

・理解の状況等を確認する為、課題テストの採点基準を70点以上を合格と定め、再提出を求める。合格点に達するまで再提出を続けることとします。

【 面接指導 】

・上記、添削指導により講義内容の理解状況を確認する。状況に応じ、講師による面接指導を実施し、理解不足な点を補います。

12 受講手続き

・当社指定の申込用紙または Webの申込フォームに必要事項を記入、入力し、郵送・Web手続きにより申し込む。但し、定員に達した場合は受付終了とする。

・当社は申込内容を確認後、受講料等支払いのための書類を受講申込者宛に送付します。

・受講申込者は受講料等支払いのための書類到着後、受講料等を納入して頂きます。

13 受講料

88,000円(税込)

・別途、テキスト代3,300円(税込)は個人負担となります。

・補講料は1 時間 1, 650 円(税込)、再試験料は 3, 300 円(税込)です。

14 科目免除

(1)1年以上の介護等の実務経験を有する者(介護等の業務に従事した期間が通算 365 日以上であり、かつ、現に就労した日数を通算して計算するものとし、当該通算日数が 180日以上である場合の者)は、実習を免除することができる。

(2)生活援助従事者研修を修了している者は、取扱細則別添 2 で示す科目の読み替えに従い、研修科目の一部を免除することができるものとする。

(3)入門的研修を修了している者は、取扱細則別添 2 で示す科目の読み替えに従い、研修科目の一部を免除することができるものとする。

(4)認知症介護基礎研修を修了している者は、取扱細則別添 2 で示す科目の読み替えに従い、研修科目の一部を免除することができるものとする。

(5)訪問介護に関する三級課程を修了している者は、取扱細則別添 2 で示す科目の読み替えに従い、研修科目の一部を免除することができるものとする。

15 欠席者に対する補講の実施方法

やむを得ない事情で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修期内での補講を受けることにより当該科目に出席したものとみなします。

16 研修修了の認定方法及び修了証明書等の交付

・本校指定科目を全て履修し、通信添削課題をすべて提出して、評価基準を満たしている者に対して認定試験を実施します。7割以上を合格基準として、修了証を発行します。
試験の結果、不合格であった者には、修了評価者が個別指導を行った上で再試験を実施します。

・研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、性別、生年月日、住所等を記載した名簿を作成・管理し、その名簿を島根県知事に報告します。

17 公表する情報の項目

研修機関が公表すべき情報については別紙「研修機関が公表すべき情報の内訳」をホームページ上で公表します(<http://cs-izumo.jp/>)

18 施行細則

この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当法人がこれを定める。